

日本プロテクティブスニーカー協会

会 則

2021年6月9日改正

日本プロテクティブスニーカー協会

# 日本プロテクティブスニーカー協会 会則

(Japan Protective Sneaker Association)

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本プロテクティブスニーカー協会(略称JP S A)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は公益社団法人日本保安用品協会(以下(公社)日本保安用品協会という)内に置く。

(目 的)

第3条 本会は軽作業に従事する作業者の足部を保護する履物の品質向上及び普及促進を行ない、作業者の労働災害防止ならびに産業発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) プロテクティブスニーカーの商品に関する規格原案の作成・制定
- (2) プロテクティブスニーカーに関する、調査、研究開発、普及等
- (3) プロテクティブスニーカーに関する広告宣伝
- (4) 他の関係団体との協議、調整
- (5) 関係諸官庁に対する建議、具申、又は答申
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、会員をもって組織する。

- (1) 会員は、(公社)日本保安用品協会の会員であること。
- (2) 本会の会員は、本会の目的に賛同しその事業に協力しようとする

日本国内に本社を置くプロテクティブスニーカーの製造業者、販売業者、輸入業者をもって構成する。

- (3) 会員は、会社設立後5年以上が経過し、日本国内で3年以上、プロテクティブスニーカーまたは、プロテクティブブーツ等の先芯入り作業靴の製造販売の実績を必要とする。

#### (入 会)

第6条 本会に入会するためには、次の手続きをとる。

- (1) 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。
- (2) 法人会員が入会する場合は、法人の代表者として本会に対してその権限を行使する1人の者（以下「会員代表者」）を定め、会長に届け出て登録する。
- (3) 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

#### (入会金および会費)

第7条 本会の会員は、次に定める会費を納めるものとする。

事業年度内の中途入会の会費は、入会金及び会費年額の全額を納入しなければならない。

入会金 100,000円

年会費 50,000円

#### (退 会)

第8条 本会の会員は、次の理由が生じた場合、退会する、又は退会することができる。この場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

- (1) 所定の退会届にて退会の申し出を行った場合
- (2) 法人を解散した場合及び倒産したとき。
- (3) 会費を滞納した場合において理事会の決議により退会が承認された場合。
- (4) 退会した後、再度入会を希望される場合は、理事会によって判断する。

#### (除 名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議を経て除名することができる。この場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知すると共に、総会において弁明の機会を与えなければならない。尚、会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することが出来る。

- (1) 本会の会則の規定に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をし、是正勧告に反したとき。
- (3) 会費を納入せず、半年以上滞納した場合。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	1名

(役員を選任)

第11条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 理事、監事は会員より総会において選任する。
- (2) 会長、副会長は理事の中より、理事、監事の互選により選任する。
- (3) 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- (4) 役員は、(公社)日本保安用品協会の正会員である会員の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者またはほかの現任者の残任期間とする。

(役員任務)

第13条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会務を処理する。また、会長に事故あるときもしくは不在のとき、会長の職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し会務を審議する。

(4) 監事は会計事務を監査する。

## 第4章 会議

(総会)

第14条 総会は次の通りに運営する。

- (1) 総会では、年度計画、ならびに予算及び決算の承認及び会則、規約の改訂、その他重要事項の審議を行う。
- (2) 定時総会は、会長が毎年事業年度終了後遅滞なく招集する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、理事会の議決を経て招集することができる。
- (4) 総会の招集は、原則として開催日の14日前までに、会長より目的、日時、場所等を会員に通知するものとする。
- (5) 総会の議長は原則として会長が行う。
- (6) 会員の代行者及び/又は専門家への出席については、事前に会長に了承を得ることで出席することができるが、正規会員が出席する場合には随行する代行者は決議権を有しない。

(理事会)

第15条 理事会は、次の通り運営する。

- (1) 理事会では、総会の付議事項及び会務運営に関する事項を審議する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。
- (3) 理事会の議長は、原則として会長又はその代行者が行う。
- (4) 会員が必要と認める場合は、会員の3分の1以上の連名により会長に対して理事会の開催を請求することができる。
- (5) 会員の代行者及び/又は専門家の理事会への出席については、事前に会長に了承を得ることができる。

(運営委員会)

第16条 本会の運営にあたり運営委員会を設置し、実務を遂行する。

- (1) 運営委員は、会員又はその代行者をもって構成し、規定・会則の改廃審議や予算、決算の審議及び協会としての活動内容や運営に関わる事項を審議し、会長またはその代行者が招集する。
- (2) 運営委員会の委員長は、原則として会長又はその代行者がこれ

に当たる。

- (3) 運営委員会に登録した委員の代行者及び/又は専門家の委員会への出席については、原則として事前に会長又は代行者に了承を得た場合とする。
- (4) 運営委員会を欠席する場合、決議については議長に一任されるものとする。

(総会又は理事会の定足数等)

第17条 総会又は理事会の定足数については、次の通りとする。

- (1) 総会の開催には3分の2以上の出席を要する。
- (2) 総会において会員は、その議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。
- (3) 総会の議決は、出席会員の2分の1以上の賛成によって成立する。
- (4) 理事会の開催には、過半数の出席を要する。
- (5) 理事会において理事は、その議決権の行使を他の出席理事に委任することができる。
- (6) 理事会の議決は、出席理事の過半数の賛成によって成立する。
- (7) 総会又は理事会の議決権は会員会社1社につき1票とする。

(運営委員会の定足数等)

第18条 運営委員会の定足数については次の通りとする。

- (1) 運営委員会の開催には、委員の過半数の出席を要する。
- (2) 運営委員会において委員は、その議決権の行使を他の出席委員に委任することができる。
- (3) 運営委員会の決議は、出席委員の2分の1以上の賛成によって成立する。
- (4) 運営委員会の議決権は会員会社1社につき1票とする。

## 第5章 附 則

(会 計)

第19条 本会の会計は、会員による会費、入会金及び寄付金その他をもってこれにあてる。事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会則の変更等)

第21条 本会の会則の改廃は理事会で承認し総会で決定する。

(実施)

第22条 本会則は、2021年6月9日から実施する。

2001年10月 1日制定

2018年 1月 5日改正

2018年 5月23日改正

2018年11月 1日改正

2021年 6月 9日改正